発議案第 1 号

子どもたちのための幼児教育・保育の無償化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月20日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	関	根	洋	幸
賛成者	習志野市議会議員	佐久	木	秀	_
<i>II</i>	"	/]\	Ш	利村	支子
"	"	関		桂	次
"	"	帯	包	文	雄
<i>II</i>	"	央		重	則
<i>II</i>	"	佐	野	Œ	人
<i>''</i>	"	平	Ш	博	文

子どもたちのための幼児教育・保育の無償化を求める意見書

少子長寿化が進展する中、我が国が将来にわたり活力を維持し、成長し、人々の暮らしの質を高めていくためには、国と地方が連携して、少子化という構造的問題に真正面から取り組み、若い世代が安心して、結婚、妊娠、出産、子育てができる社会を構築しなければならない。

地方自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、全ての子どもたちの健やかな育ちを目指して、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施に邁進している。今後とも、子どもたちの健やかな成長のための安全の確保を最優先に、子どもたちの主体性を尊重した具体的な方策を講じるとともに、地域の実情に応じて、保護者等との緊密な連携と協働体制の構築をさらに推進することで、実施主体としての責務を果たしていく所存である。

よって、本市議会は政府に対し、子ども・子育て支援施策の充実・強化が地方自治体の喫緊の課題となっていることを踏まえ、根幹となる全国共通の子ども・子育て支援の基盤を整備するとともに、地方自治体が地域の実情に応じた施策を実施できるよう、下記の項目の実現に向けて適切な措置を講じるよう強く要望するものである。

記

1 幼児教育・保育の無償化は、昨年秋に国において提唱された施策であること等、これまでの経緯を踏まえ、この新たな施策を行うために必要な財源については、地方消費税の増収分を充てることなく、国の責任において全額を国費で確保すること。

また、事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費を初め、円滑な事務処理に必要となる経費に対しても同様の財政措置を講じること。

2 これまでの待機児童解消の取り組みに加え、無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する 財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃または期限の 延長など、必要な支援措置を講じること。

また、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等の在宅で育児をする世帯への支援策についても財政措置の充実を図ること。

3 無償化の施行に当たっては、子どもたちの教育・保育環境の安全確保が 不可欠である。 認可外保育施設等の無償化について、本来、対象は「劣悪な施設を排除するため」の指導監督基準を満たした施設に限定すべきであり、「5年間の経過措置」を設けることについては、再検討すること。

なお、認可外保育施設やベビーシッター等に対する指導監督基準については、速やかに見直しあるいは整備を行い、事業者による基準の順守及び認可保育施設等への移行を支援するために必要となる技術的支援及び財政措置を講じるなど、幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築すること。

4 国は2019年10月からの消費税率引き上げに合わせて無償化を施行するとしているが、確実な財源の保障及び子どもたちの安全を確保するための質の担保手法が国から示されない限り、子どもたちの命を預かる地方自治体としては、市民に対する説明責任を果たすことができず、円滑な施行は困難である。

特に、条例・規則等の整備、利用者への周知やシステム改修等、実務上の準備に相当な期間を要することから、新たな認定の仕組みや食材料費の取り扱い等を含む制度設計の詳細を早急に明らかにする必要がある。

したがって、国は、これらの具体的な方針を速やかに提示するとともに、 周知の徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長 田 中 真太郎

提案理由

発議案第 2 号

国民健康保険料・税引き下げへ国の対応を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月20日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

"

 提出者
 習志野市議会議員
 入 沢 俊 行

 賛成者
 習志野市議会議員
 谷 岡 隆

 " " 佐 野 正 人

 " 央 重 則

"

宮 内 一 夫

国民健康保険料・税引き下げへ国の対応を求める意見書

国民の約4人に1人、本市では約5人に1人が加入している国民健康保険の 保険料・税が高すぎて住民の生活を苦しめている。

保険料・税の滞納世帯は、全国の全加入世帯の15%を超え、本市でもおよそ23%が滞納世帯になっている。そのことにより、無保険や正規の保険証を取り上げられるなど、生活が困窮している上、病気やけがでも医療機関にかかれない事態も起きており、国民健康保険制度の根幹が揺らいでいる。

全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体は、「国保を持続可能とする」ために、国民健康保険の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けている。 とりわけ、公費を1兆円投入して国民健康保険を「協会けんぽ」並みの負担率 にするよう求めていることは重要である。

政府も、国民健康保険は被保険者に低所得者が多く、事業主負担がないため、 相当の国庫負担が必要だと認めていたものである。国民健康保険の構造的危機 を打開し、公的医療保険としての国民健康保険制度を立て直すためにも、国庫 負担の増額とともに、真に「持続可能」な制度への見直しが必要である。

よって、本市議会は政府に対し、下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 「少子化対策」に反し、子供の数が多いほど保険料・税が引き上がる「均 等割」を廃止し、所得に応じた保険料・税に改正すること。
- 2 保険料・税を「協会けんぽ」の保険料並みに引き下げるため、国庫支出 金を抜本的に増額すること。
- 3 保険料・税の「一時的・臨時的」な国の減免制度を、一定水準以下の所 得世帯を「恒常的」に減免する制度に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長 田 中 真太郎

提案理由

発議案第 3 号

「武器見本市」の会場として幕張メッセの利用を承認しないように求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月20日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

「武器見本市」の会場として幕張メッセの利用を承認しないように求める意見書

幕張メッセで来年6月に「武器見本市(MAST Asia2019)」の開催が予定されている。

言うまでもなく「武器」は、戦争や武力紛争の際に、戦闘員、非戦闘員を問わず、人を傷つけ、人の命を奪うために使用されるものであり、「武器」の商取引によって軍事産業は多額の利益を得ている。

日本は憲法9条で、国際紛争を解決する手段として、国権の発動たる戦争と武力による威嚇及び武力の行使を永久に放棄している国である。「武器見本市」はこうした憲法の立場に反して武器の使用を奨励するものであり、憲法9条を持つ国としてふさわしくない。その憲法をよりどころに存在している地方自治体である千葉県が、県有施設を「武器見本市」に会場として提供することは許されず、承認するべきではない。このまま同施設の使用を認めるならば、今なお続いている武力紛争の助長に事実上加担しているとの激しい批判は免れない。昨年6月にも同施設で「武器見本市」が開催されたが、その際、市民団体が「この見本市は憲法9条を持つ平和国家日本にふさわしくない」として、「武器見本市に県有施設を使わせないで欲しい」との申し入れもあった。また、千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例第2条には「本県の産業の振興及び文化の発展を図るとともに、本県の国際化に資するため」と定められており、同施設の利用方法としてふさわしくないことは明らかである。

よって、本市議会は千葉県に対し、「武器見本市」の会場として幕張メッセの利用を承認しないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長 田 中 真太郎

提案理由

本案は、千葉県知事に対して、標記意見書を提出するものである。

発議案第 4 号

公立学校に設置するエアコンのリース方式にも国の財政措置を求める意 見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月20日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	荒	木	和	幸
賛成者	習志野市議会議員	佐 ⁄	木	秀	_
"	"	小	JII	利机	支子
"	"	帯	包	文	雄
"	"	関		桂	次
"	"	谷	岡		隆
"	"	佐	野	Œ	人
"	"	央		重	則
"	"	宮	内	_	夫
<i>II</i>	"	平	Ш	博	文

公立学校に設置するエアコンのリース方式にも国の財政措置を求める意 見書

近年、地球温暖化等の影響により、全国的にも夏季の暑さが非常に厳しくなっている。気象庁の発表によると、本年7月の東日本での月平均気温は、平年より2.8度高い、統計開始以来1位の高温となり、各地で40度を超える気温が観測された。

今年4月の学校環境衛生基準の改正により、教室の望ましい温度の基準が「17度以上、28度以下」に見直しがされており、猛暑の中では、児童・生徒の学習意欲や集中力の低下を招くだけでなく、健康や命への影響も懸念されるため、エアコンを設置し、快適で安全な環境の整備が必要となっている。

このような状況のもと、本市では、児童・生徒・保護者や市民、市議会の強い要望を受けて、市立幼稚園及び小中学校にエアコンを設置するための予算が、平成30年第4回定例会で先議により可決された。エアコン設置を緊急課題とし、来年6月末までに市立幼稚園及び小中学校468室全てにエアコンを設置させるためにリース方式を活用することとした。

しかし、リース方式の実施は、現在国の補助金の対象にならず、全額習志野市の負担となる。公立学校のエアコン設置が強く求められる中で、国の財政措置の拡充が全国的に要請されている。

よって、本市議会は政府に対し、自治体による公立学校へのエアコン設置に ついて、下記の3点を実現するよう強く求めるものである。

記

- 1 リース方式を国庫補助の対象とする、制度の改正
- 2 リース方式によってエアコン設置を実施した自治体に対する政府発表時点までの遡及措置
- 3 国庫補助が困難な場合の地方交付税等その他による財源措置 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長 田 中 真太郎

提案理由

発議案第 5 号

消費税増税の中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月20日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	谷	岡		隆
賛成者	習志野市議会議員	宮	内	_	夫
"	"	藤	崎	ちる	゛こ
<i>II</i>	"	荒	原	ちえ	えみ
<i>II</i>	"	入	沢	俊	行
<i>''</i>	<i>II</i>	立	崎	誠	_

消費税増税の中止を求める意見書

安倍首相は、2019年10月から消費税を10%に増税するとしている。 今でさえ、深刻な消費不況が続いている。日本経済の6割を占める家計消費は 落ち込んだままである。安倍政権のもとで、家計消費は2人以上世帯の実質消 費支出で見て21万円減った。この根本には、安倍政権のもとで、労働者全体 (パートを含む)の実質賃金が18万円減ったという事実がある。

安倍首相は、相対的貧困率の若干の「改善」をもって貧困が改善されたと宣伝している。しかし、貧困ライン自体が下がり続けており、相対的貧困率が多少低下しても貧困の実態が改善されたとは言えない。何よりも、所得が最も少ない10%の層の実質所得が下がり続けており、貧困の実態が悪化したことが示されている。一方、「異次元金融緩和」によって、富裕層と大企業には巨額の富が転がり込んでいる。

貧困と格差の問題は、経済政策の成否を判定する最大の物差しとなるものであり、それが悪化したことは「アベノミクス」の失敗を象徴している。安倍首相があれこれの数字を並べて、どんなに取り繕っても、暮らしと経済の土台において深刻な危機が累積している。

このような経済情勢のもと、社会保障や財政再建の財源は、所得の少ない人 ほど負担が重い消費税増税ではなく、巨額の富を蓄えている大富豪や大企業に 応分の負担を求める税制に見直すべきである。大軍拡や大型開発中心の予算に メスを入れ、税金は社会保障、若者、子育て支援などに優先して使うべきであ る。そうすれば、格差と貧困を是正することができ、景気の回復にも役立つ。 その道こそ、日本国憲法を生かした経済政策である。

よって、本市議会は政府に対し、消費税10%への引き上げの中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長 田 中 真太郎

提案理由